

# さいたま市特別職報酬等審議会

## < 第 2 回 資料 >

開催日：令和元年10月24日（木）

場 所：さいたま市役所別館2階第4委員会室

## 特別職報酬等審議会における期末手当の審議結果等

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果				特別職の年間支給月数	【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	特別給（期末手当）にかかる審議内容・結果	改定月数	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数	改定後の年間支給月数 （実施時期）	特別給（期末・勤労手当）		特別給（期末・勤労手当）	
						改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数	改定月数 （実施時期）	改定後の年間支給月数
22	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	△0.15月	H22.12～	3.10月⇒2.95月	3.10月⇒2.95月 (H22.12.1)	△0.20月 (H22.12～)	3.95月	△0.15月 (H22.12～)	2.95月
23	「据置き」を報告	—	—	—	—	（据置き）	3.95月	（据置き）	2.95月
24	「据置き」を報告	—	—	—	—	（据置き）	3.95月	（据置き）	2.95月
25	「据置き」を報告	—	—	—	—	（据置き）	3.95月	（据置き）	2.95月
26	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月	2.95月⇒3.10月 市長・副市長 (H27.4.1) 議員 (H27.12.1)	0.15月 (H26.12～)	4.10月	0.15月 (H26.12～)	3.10月
27	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H27.12～	3.10月⇒3.15月	3.10月⇒3.15月 (H27.12.1)	0.10月 (H27.12～)	4.20月	0.05月 (H27.12～)	3.15月
28	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	H28.12～	3.15月⇒3.25月	3.15月⇒3.25月 (H28.12.1)	0.10月 (H28.12～)	4.30月	0.10月 (H28.12～)	3.25月
29	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H29.12～	3.25月⇒3.30月	3.25月⇒3.30月 (H29.12.1)	0.10月 (H29.12～)	4.40月	0.05月 (H29.12～)	3.30月
30	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H30.12～	3.30月⇒3.35月	市長・副市長 3.30月⇒3.35月 (H30.12.1) 議員 改定なし（3.30月）	0.05月 (H30.12～)	4.45月	0.05月 (H30.12～)	3.35月
元	【第1回審議会結果：改定（引上げ）】			市長・副市長 3.35月⇒		【R元.9.25人事委員会勧告】		【R元.8.7人事院勧告】	
				議員 3.30月⇒		0.05月 (R元.12～)	4.50月	0.05月 (R元.12～)	3.40月